

Academy that develop the next-generation of talent by Consulting
(ATDNGT)

Financial 実践編

1. 運用方針：乙の任意行為とし、乙の将来の資産運用に資する事を目的とする。
- (1) 運用原資：人材育成偏からの**税抜会費納付分**の内、**最大50%迄**とする。
注意1：入会金は除く
- (2) 運用先：生徒自ら投資先を選択し判断。但し現物取引の1銘柄とする。
・家族割引入会者は家族会員全員で銘柄選定を相談・決定頂き甲へ（保護者（親）からの連絡は不可。学生を主でお願いします）連絡下さい。尚、取引回数は会員分を上限とします。
例）家族会員2人の場合
取引回数：上限2回分迄
運用原資：家族会員費総額の半額
- (3) 運用期間：FinancialSchool 偏受講修了後の原則買付月から翌々月末迄。
以下、仮想定（高校3年の9月末で受講修了時）
●**受講終了月の翌月末迄に甲へ実施する場合申請を必須とする。**
●買付時期：高校3年10月第2週目（乙指定の買付約定日）
●売付時期（損益確定時期）：同年12月東京証券取引所の大納会の翌営業日の大発会迄。
●運用期間：乙指定の買付約定日の月末から3ヵ月以上又は大発会の何れか早い日を経過しても、乙から甲へ売付意思表示が無い場合当該銘柄は甲の管理下とします。
尚、譲渡益が出た場合も甲に帰属するものとします。
【乙は失念無きようご注意ください。】
- 注意1**：基本推奨事項は長期投資ですが、予め乙の売買ルール（目標価格、利幅、利益率やロスカットライン）による運用を強く推奨。
- (4) 取引条件：①買付価格、売買希望日の5営業日前迄に乙から甲に電磁的な方法（mail）により連絡し、甲が対応する。
②甲への連絡は以下を必須とする。
・売買日、売買銘柄、銘柄コード、売買価格（指値）、売買数量
※成行注文は乙の運用原資を超える恐れもあり禁止とします。
※甲の基本取引執行条件：乙の売買指定日に注文登録するが、場合により、5営業日連続の同一条件で執行条件とする。

③注文売買が不成立の場合は甲より乙へ連絡し、乙より改めて甲へ電磁的な連絡を行い、甲は対応する。

尚、売買不成立時の比例配分約定金額の可能性も有ります。

④取引回数は1銘柄、1回（売買）のみとする。複数銘柄、複数売買は受け付けません。

尚、家族割で申込された場合は、その生徒数分の取引を可能とする。

⑤単元株未満（ミニ株）、NISA、ジュニア NISA は取引対象外。

注意）運用方法は変更になる場合があります。

取引注文はリアルタイムでのサービス提供はしていません。

(5) 運用元 : 甲が管理する SBI 証券又は楽天証券（売買対象銘柄：国内外）及び Bit flier（仮想通貨）

(6) 約定連絡 : 甲より乙の指定メールアドレス（推奨：乙のスマートフォン等）へ連絡します。（証券会社からの約定メールを転送）

2. 運用後の損益分配について

(1) 運用損益は以下の計算式で生徒へ分配します。

①益分の5割（手数料や課税分除した分）又は暦年課税（贈与税110万円）の何れか少ない方を当アカデミーの卒業祝い金として返礼。

補足）贈与税は贈与する当該年度の法律を準拠。

②**損失分は乙の責に帰すことは無いものとする。**

例）授業料総額：330,000円（税込）→300,000円（税抜）

1) 運用原資：300,000円÷2=150,000円 ①

2) 運用期間：原則3ヵ月以内

3) 運用損益：165,000円の益（保有資産評価） ②

※運用利益10%程度で仮試算

4) 評価損益：(②-①)15,000円

5) 譲渡所得税：20%税率（売却時の税制を採用）

税) 15,000円×20%=3,000円

6) 譲渡益 : 15,000円-3,000円=12,000円

7) 乙への祝金：12,000円×50%=6,000円

卒業祝い金⇒6,000円（売買手数料を除く）

（甲からの祝金振込手数料は乙負担）。

(2) 配当金及び株主優待の所有権は、甲に帰属し、株主責任行為は甲とする。

(3) 乙は譲渡益祝金分を収受するために、乙（生徒自らの）の金融口座を収受迄に乙名義で開設している事を条件とする。（乙名義である旨の証明書（学生証等を

提示頂きます)

- (4) 譲渡益返礼は甲名義の口座から乙名義の口座へ振込とし、振込手数料は乙負担とする。尚、譲渡益返礼時期は損益確定月の翌月末迄に振込とする。
- (5) 乙は前項の乙名義の口座開設をしていない場合は、譲渡益収受を拒否したものとみなし、譲渡益は甲に帰属するものとする。
- (6) 仮想通貨についても、各種法令に基づき当運用ルールを準用することとする。
 - ①仮想通貨：(初版 21 年時点) 雑所得に該当し、課税所得税 27%を適用
※個人取引時の税率を採用(事業所得(税率 20%)としての申込は不可)
 - ②譲渡方法：1) 該当仮想通貨の売却分の利益相当分(諸費用精算)
2) 利益相当分を甲名義から乙名義のウォレットへ譲渡(送金)

3. 注意事項

- ・本実践編は、甲が金融取引法(投資助言行為)等に基づく業行為ではなく、**乙の自己責任において取引を行って頂くもの**です。
- ・利益を甲が保証するものではありません。又、銘柄を推奨するものでもありません。

4. その他

- ・Finance School 内の企業分析(投資商品)において、乙が取引した企業を題材にする場合もあります。(先輩方の投資経験を活かす目的も含む)
- ・本事業の認知度拡大及び皆様のご意見等を分析し、将来的にはスポーツ編と人材育成編の総受講料の半額を運用原資とすることを検討します。
※仮試算 小学校 6 年生(小学生の内 1 学年)~中学 3 年の 9 月迄の受講料+人材育成編の受講料で約 60 万円となり、その半額を運用原資とすることを検討します。その際は、活動趣旨に賛同頂ける方を支部の代表としてスポーツ編の活動を担って頂くことも想定しています。
注意) 甲の会費は将来にわたって価格を維持するものではありません。

5. 参考

2021 年 4 月現在、投資金額 15 万円以下で買付可能国内銘柄は約 2,400 件。内、時価総額 1,000 億円以下約 1000 件

以上
初版 2022 年 1 月 1 日